

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

## 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

### （目的）

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）

第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### （投資勧誘の基準）

第2条 当社は、自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）を遵守し、顧客本位の営業活動に徹するものとする。

2 当社は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めるものとする。

### （通則）

第3条 当社は、自己募集その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めるものとする。

### （自己責任原則の徹底）

第4条 当社は、自己募集その他の取引等を行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させるものとする。

### （禁止行為）

第5条 当社は、投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為を行わない。

（1） 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。

- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。
- (4) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不適当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

(分別管理の徹底)

第6条 当社は、金商法第2条第2項第5号から第7号までに掲げる権利に関する自己募集その他の取引等を行うときは、当該自己募集その他の取引等に関する出資され、又は拠出された顧客の金銭が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認するものとする。

**【注：上記条文は上記に該当する業務を行う会社が規定するものとし、規定不要の場合は以降の条番号を1つずつ繰り上げて下さい。】**

(名義貸しの禁止)

第7条 当社は、自己の名義をもって、他人に自己募集その他の取引等を行わせない。

(顧客管理記録及び確認記録等)

第8条 当社は、自己募集その他の取引等を行う顧客について、別途定める様式を用いて、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存を行う。

- 2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 当社は、顧客管理記録、確認記録及び取引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩しない。

(適用除外)

第9条 第2条第2項（投資勧誘の基準）については、自己募集その他の取引等に係る契

登録番号 : ●●財務局長（金商）第●号  
会社名 : ●●●株式会社

約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。